

4 いじめ防止対策推進法の概要（第6章 4「いじめ問題への対応」に関連）

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日 平成25年法律第71号として公布）は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた法律です。以下にその概要を示します。

《1 総則》

- (1) 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- (2) いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。

《2 いじめの防止基本方針等》

- (1) 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定める。
※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- (2) 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

《3 基本的施策・いじめ防止等に関する措置》

- (1) 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として ①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定める。
- (2) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。
- (3) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として ①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める。
- (4) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定める。

《4 重大事態への対応》

- (1) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生

